

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団
2018(平成30)年度助成事業募集要項

助成事業の概要

1. 助成の目的

愛知大学教育研究支援財団(以下「財団」と表記)は、愛知大学における学術研究及び教育活動を支援し、もって広く学術の発展と教育の充実、不特定多数の利益の増進に寄与するための助成事業を実施いたします。

2. 助成の対象

すべての助成事業については、各年度の助成事業募集要項に基づき実施するものとします。

助成事業は、事業内容や実施計画が具体化されているものを対象とし、概要だけの申請は対象となりません。また、実質的に完了している事業についても対象となりません。

ひとりでも多くの研究者や学生、ひとつでも多くの事業に助成が活かされることを願って、愛知大学に關係する学術研究や教育活動に貢献する事業のすべてに幅広く応募の機会を開きます。

但し、愛知大学の管理運営事業、教職員・学生への福利厚生事業、同窓会や後援会の運営管理的な事業等に対する助成は、対象となりません。

また、助成の対象となる費用は、事業に直接必要な経費とし、申請者が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費(いわゆるオーバーヘッド)は対象となりませんので、ご注意ください。

助成の種類別の対象要件については、募集詳細でご確認ください。

なお、助成は、後援会費・同窓会費を原資の1つとしております。そのため、後援会費を支払っていない方は助成の資格を失う場合があります。また、同窓会費を支払われることを前提として助成を行いますので、助成申請をされる方は、そのことを念頭において申請を行っていただくこととなります。

3. 募集期間

2018(平成30)年度助成事業の募集期間は以下の3パターンがありますが、助成の種類毎に違います。詳細は、助成種類別の募集詳細でご確認ください。

第Ⅰ期募集	2018年1月6日より2018年1月31日まで
第Ⅱ期募集	2018年7月1日より2018年7月31日まで
随時募集	毎月末まで。但し、締切日を指定する場合があります

※募集期間は、変更することがあります。

最新の情報は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/index.html>)を参照ください。

4. 助成の内容

(1) 助成総額

- 奨学金事業 19,500,000 円程度
- 教育・学術研究活動助成事業 23,200,000 円程度

(2) 助成の種類と内容

次の表に従って募集するのを原則とするが、特に募集数は、状況に応じて変更することがあります。

奨学金事業(定款第4条第1号事業)			
1	一般給付奨学金	120,000 円	45 名程度
2	法科大学院特別奨学金	500,000 円	3 名程度
3	法科大学院入学時給付奨学金	500,000 円	3 名程度
4	入試前予約採用給付奨学金「知を愛する奨学金」	年額 500,000 円	候補者 50 名以内
5	後援会学業奨励金	200,000 円	22 名程度
6	後援会応急奨学金	半期学費相当分	3 名程度
7	後援会私費外国人留学生給付奨学金	100,000 円	15 名程度

教育・学術研究活動助成事業(定款第4条第2号事業)			
1	学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」	上限 250,000 円	8 件程度
2	後援会海外研究実習助成金	20,000 円	125 名程度
3	教育活動助成金	ユニホーム) 上限 300,000 円	75 件程度
		団体) 上限 160,000 円	
		個人) 上限 20,000 円	
4	課外活動特別奨励金	1 名在部ごとに年額 100,000 円 (上限年額 300,000 円)	6 名分以内
5	学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)	上限 100,000 円	50 名程度
6	同窓会資格試験合格者奨励賞	30,000 円相当の記念品	制限なし
7	海外ボランティア等助成金	20,000 円	35 名程度
8	キャリア教育事業助成金	2,000,000 円	

5. 応募方法

募集要項・申請様式の入手

申請書は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/guide-application.html>) からダウンロードしてください。

6. 申請書の作成と提出

ダウンロードした申請様式に必要な事項を記入して、押印したものを正本として財団事務局に郵送(含宅急便)若しくは持参し、副本としてファイルを財団あてメールにて送信して下さい。添付書類が指定されているものは、それらも添えて提出してください。

学生等において、愛知大学内での推薦或いは選任が必要な場合は、財団提出前に必要な手続きを経たうえで、財団に提出願います。

7. 選考と決定

(1) 選考手続き

助成事業は、財団内に設置した助成事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議・選考を経て、3月および10月に開催する理事会において決定します。随時申請の助成事業については、理事長と常務理事の審査により決定し、採択者あてに助成金を交付します。

採択の結果の理由についての照会は、回答いたしかねますので、ご了承下さい。

(2) 選考方針

提出された申請書類に基づいて選考を行いますが、必要により追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。また、選考委員会にお越しいただき説明をお願いする場合もあります。

すべての助成において、応募者多数の場合は、過去に当財団の助成を受けていない者、助成を受けていない事業を優先して選考し、同一申請者の異なる助成種別での複数採択は行いません。

選考に当たっては、以下諸点に着目し、幅広い学問分野、多様な事業から選考を行います。

- 公益財団の公益認定要件と適合性
- 学術的意義や社会的意義と期待効果
- 新規性、独創性、展開の可能性
- 計画の実行可能性
- 財団助成の必要性や助成金の使途

8. 助成金の交付

助成決定各位には、助成金交付決定書をお渡しし、所定の時期に指定の銀行口座に助成金をお振込みいたします。但し、年度当初に開始の事業については、前年度中のお振込みはできませんので、ご了承ください。振込時には、事前にメール等で連絡いたします。

なお、採択されなかった事業申請者には、採択されなかった旨の通知をいたします。

9. 助成金の交付取消及び返還

助成金の交付が決定していても、申請内容に大幅な変更が生じたり、虚偽の申請や報告をした場合、また必要書類が提出されなかった場合には、助成金の交付を取り消したり、交付した助成金の返還を求めることがあります。

10. 成果報告

助成金の交付を受けて行った事業が終了した後、1ヶ月以内に事業結果及び助成金の使途について報告(書式自由)していただきます。

会計報告に返納すべき助成金がある場合、指定期間内に財団が指定した銀行口座に返納額をお振込みいただきます。

報告書は、当財団の助成事業の成果として一般に公開されます。

11. その他の事項

当財団の助成を受けて実施する事業の案内や告知、あるいは成果発表や成果刊行物の発行を行うときは、当財団から助成を受けていることを明記するとともに、できる限り財団ロゴマークを使用してください。

財団の英文表記は、「Aichi University Education Research Support Foundation」です。

12. 個人情報の取扱い

当財団がこの助成に関連して取得する個人情報は、応募受付から、選考、採否決定、助成金交付など助成選考に関する一連の業務に必要な範囲に限定して使用します。

当財団は、助成が決定した場合、助成対象者、助成金額等の決定内容に関する情報を一般公開します。また、当財団に提出される成果報告書等についても一般公開いたします。

13. 問い合わせ・応募先

公益財団法人 愛知大学教育研究支援財団 事務局

〒461-8641 愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10-31

電話:(052)937-8156 FAX:(052)937-8157

<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/>

E-Mail:kouyu@aichi-u.ac.jp

(場所は、愛知大学車道校舎13階 校友課内です。)

助成種類別の募集詳細

1. 一般給付奨学金
2. 法科大学院特別奨学金
3. 法科大学院入学時給付奨学金
4. 入試前予約採用給付奨学金「知を愛する奨学金」
5. 後援会学業奨励金
6. 後援会応急奨学金
7. 後援会私費外国人留学生給付奨学金
8. 学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」
9. 後援会海外研究実習助成金
10. 教育活動助成金
11. 課外活動特別奨励金
12. 学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)
13. 同窓会資格試験合格者奨励賞
14. 海外ボランティア等助成金
15. キャリア教育事業助成金

※最新の情報は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/index.html>)を参照ください。

【奨学金事業】

1. 一般給付奨学金

(1)区分：給付

(2)概要

学業優秀であり、経済的事由により修学困難と認められる学生に対し給付する。

(3)給付金額：120,000円

(4)申請時期：11月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(5)出願資格

- ① 学部においては、春学期 GPA 及び累積 GPA が2.0以上の者。大学院・短大においては、成績が上位3分の1以上の者。
- ② 日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。
- ③ 過去に本奨学金を受給していない者。ただし、①の出願資格をみたし、家計基準の厳しさが継続する場合は、更に1回を限度として申請することができる。
- ④ 今年度中に大学の他の給付奨学金を受給していない者。

(6)必要書類

- ① 一般奨学金(給付)申請書
- ② 本人の成績表(コピー可)
- ③ 小論文「私の学生生活(800字程度)」(留学生は「私の留学生活について」)
- ④ 各市町村役場が発行した父母の最新の所得証明書(留学生は不要)
- ⑤ 奨学金振込先口座申請書
- ⑥ その他、必要に応じて書類の提出を求めることがある

(7)決定方法

申請された書類をもとに、愛知大学学長からの推薦を受け、財団の選考委員会での審査を経て奨学生を決定する。

2. 法科大学院特別奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

学業優秀で、大学院修了後の進路を明確に持つ者に給付する。

(3)給付金額： 500,000円

(4)申請時期： 10月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(5)採択予定： 各学年1名程度

(6)出願資格

法務研究科教授会から推薦のあった者

(7)必要書類

- ① 法科大学院特別奨学金給付申請書
- ② 学習計画書(将来の自分の目指す進路等について記述)

(8)決定方法

申請された書類をもとに、法務研究科教授会で候補者を選定し、愛知大学学長からの推薦を受け、財団の理事長と常務理事の審査を経て奨学生を決定する。

3. 法科大学院入学時給付奨学金

(1) 区 分： 給付

(2) 概 要

贖罪寄附で積み立てられた寄附金を利用し、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする愛知大学法科大学院に入学する愛知大学の学部生または大学院生、もしくは愛知大学卒業生(修了生)に対し、入学時の経済的支援を行う。

(3) 給付金額： 500,000円

(4) 申請時期： 愛知大学法科大学院の入学第一次手続期間中。

(5) 出願資格

以下の要件をすべて満たす者。

- ① 愛知大学法科大学院を受験し、本学に入学する者。
- ② 申請時において、愛知大学、もしくは愛知大学大学院を卒業(修了)見込み、または、卒業(修了)した者。

(6) 必要書類

- ① 愛知大学法科大学院入学時給付奨学金申請書

(7) 選考と結果通知

奨学生の採用は当財団の所定の手続きを経て決定します。採用予定者への結果は、愛知大学法科大学院の合格通知と一緒にお渡しいたします。

(8) 決定後の手続きについて

採用決定は、採用予定者が愛知大学法科大学院への入学をもって決定とします。

採用決定者には、4月下旬までに愛知大学法科大学院入学時給付奨学金申請書に記載された振込先に奨学金を一括で振り込みます。

(9) 返還規定

本奨学金を受給した年度に退学する場合は、返還を求める

4. 入試前予約採用給付奨学金「知を愛する奨学金」

(1) 区 分： 給付

(2) 概 要

勉強意欲の高い国内高等(中等教育)学校出身者を東海四県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外の国内高等(中等教育)学校出身者を全国から募集し、入学後の経済的支援を行う。

(3) 給付金額： 2,000,000円

(年額50万円×4年間の継続支給)

(4) 申請時期： 10月から1月上旬の入試課で指定した日まで

(5) 出願資格

- ① 一般入学試験の学部前期日程を受験し、本学に入学する者。
- ② 申請時において、在学または卒業した国内高等(中等教育)学校の所在地と申請者の家計支持者の居住地が東海四県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外の者。
- ③ 上記の国内高等(中等教育)学校を卒業見込み、または、その前年に卒業した者。
- ④ 上記の国内高等(中等教育)学校での評定平均値が「3.5以上」である者。評定平均値は、卒業見込者は最終学年1学期末または前期末までの値、卒業者は最終学年3学期または後期末までの値を使用する。
- ⑤ 主たる家計支持者の「最新の所得証明書」記載の収入または所得金額が以下の者。
但し複数種類の所得がある場合は個別に判断する。
(ア) 給与・年金収入金額(課税前): 800万円未満
(イ) その他・事業所得金額: 250万円未満

(6) 必要書類

- ① 愛知大学「知を愛する奨学金」申請書(申請者本人が記入したもの)
- ② 高等(中等教育)学校調査書(評定平均値が記載されたものを厳封)
- ③ 志望理由書(所定様式に本人が手書きしたもの)
- ④ 主たる家計支持者の「最新の所得証明書(各市町村役場が発行)」

(7) 決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査にて候補者を選定し、愛知大学への入学をもって決定とする。

5. 後援会学業奨励金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

前年度に修得した科目の単位数および成績を基準に、学業優秀な2年次生以上(各学部1名、各年次8名)の学生に対して給付する。

(3)給付金額： 200,000円(外国人留学生は2分の1)

(4)出願資格： 教学委員会から推薦された者

(5)必要書類： 奨励金給付申請書(口座届)

(6)決定方法

愛知大学の教職員で構成される選考委員会(教学委員会)で選考し、愛知大学学長の推薦を受け申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

6. 後援会応急奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

主たる家計支持者の死亡・災害等によって家計が急変し、大学の応急奨学金給付期間終了後も、引き続き経済的理由により学業の継続が困難と認められる者に対して給付する。

(3)給付金額： 申請した学期の学費(授業料および教育充実費)相当額

(4)申請時期： 愛知大学応急奨学金給付期間終了後6ヶ月以内

(5)出願資格

主たる家計支持者の死亡・災害等によって家計が急変した者で、大学の応急奨学金給付期間を終了した後、学生部委員会の審査を経た学部生・短期大学部生

(6)必要書類： 奨学金申請書

最新の所得証明書

死亡診断書(病气療養中の場合は、最新の診断書)もしくは住民票

その他必要な書類

(7)決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

7. 後援会私費外国人留学生給付奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

人物・成績ともに優れ、経済的事由により修学困難な私費留学生に対して給付する。

(3)給付金額： 100,000円

(4)申請時期： 国際交流課が指定した期間

(5)出願資格：

- ① 国際交流委員会の推薦を経た学部生・短期大学部生
- ② 過去に本奨学金を受給していない者。ただし、家計急変の場合は、更に1回を限度として申請することができる。

(6)必要書類

- ① 後援会私費外国人給付奨学金申請書
- ② 小論文「わたしの留学生活について(800字程度)」

(7)決定方法

愛知大学の教職員で構成される選考委員会(国際交流委員会)で審査し、愛知大学学長の推薦を受け申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

【教育・学術研究活動助成事業】

8. 学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」

(1) 概 要

近隣の市町村と連携した一般市民向けに開催される講座開設や、学内の研究所、学会などが行う一般市民を対象とした公開講座や講演会およびその他学術面でのイベント・講演内容をまとめた書籍等発行に対して必要な経費を助成する。

(2) 給付金額： 250,000円以内(1講座)

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 出願資格： 愛知大学の専任教員及び卒業した者

(5) 助成条件

- ① 財団を後援、もしくは共催に加えること
- ② 講演名に出来る限り「知のミーティング」の名称を用いること

(6) 必要書類

- ① 学術講演会助成金申請書
- ② 事業計画書・収支予算書
- ③ 報告書・清算書(講演終了後1ヶ月以内)

(7) 決定方法

申請された書類をもとに、財団の選考委員会での審査を経て決定する。

9. 後援会海外研究実習助成金

(1) 概要

学生自身が海外を訪問し、社会の実情を多面的に研究する「海外フィールドワーク」や、海外の日系企業を訪問し、企業研修に従事する「海外インターンシップ」に助成する。

(1) 給付金額

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 海外フィールドワーク | : 20,000円/人 |
| ② 海外インターンシップ | : 20,000円/人 |

(3) 申請時期: 第Ⅰ期・第Ⅱ期

(4) 出願資格: 愛知大学の学生

(5) 必要書類: ①計画書: 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者が、事前かつ募集期間内に当該海外研究実習の計画書を財団に提出すること。

②後援会海外研究実習助成金申請書: 実習に参加する学生が提出すること。

③結果報告書 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者は、事業実施後に、結果報告書を提出し、計画通り実施されたこと及び参加した者を明らかにすること。ただし、他に申請した学生の参加実績を証明できるものが提出されれば、省略できる。

(6) 決定方法

実施前に実施時期や訪問場所、および参加予定人数等がわかる計画書を、計画を立てた者又は推進する者が財団に提出する。

財団は、提出された計画書をもとに選考委員会にて審査を行い、同委員会で計画が適当と認められる場合、実施前に学生自身から提出された後援会海外研究実習助成金申請書と結果報告書又は学生自身の参加実績(計画が予定通り実施されたこと及び本人がそれに参加したことがわかる書類)の提出をもって決定とする。

10. 教育活動助成金

(1) 概要

各種の研究会や大会へ参加する学生または卒業生に対し、参加に必要な経費の助成を行い、教育、芸術、文化を振興し、有為な人材の育成を図ることを目的とする。

(2) 助成の種類

- ① 研究会・大会などへの出場経費の助成
- ② ユニホームなどの物品作成のための助成
- ③ 理事長が助成対象に相応しいと判断した活動

(3) 助成対象および給付金額

名称	助成対象		助成額
研究会・大会等 出場助成	ゼミ・文化連クラブ・サークル	研究会、発表会 講演会など	1名につき年額 20,000 円以内
	体育会系クラブ・サークル	公式試合のみ 全国大会 2 回 地区大会 2 回 (春・秋リーグ戦大会、西日本大会など)	1団体につき年額 160,000 円以内 〈特別助成〉 全国的な競技会等に出場し、顕著な活躍をした場合は、成果に応じて1団体につき年額 1,000,000 円を上限に助成する ※(8)参照
ユニホーム等作成助成	文化連クラブ・サークル 体育会系クラブ・サークル	公式の試合・発表会等で着用が義務付けられたものに限る	1件につき上限 300,000 円 助成後、3 年間は申請不可

(4) 申請時期： 随時

(5) 出願資格

愛知大学(短大含む)の学生または卒業生で以下に該当する個人、団体

- ① ゼミ等において研究し、かつこれを愛知県内外における学生団体の研究会などで発表する場合
- ② 国際的または国内の全国的な大学間の競技会などに出場する場合

(6) 必要書類

- ① 教育活動助成申請書
- ② 計画書及び収支予算書、又は見積書
- ③ 招請状、又は派遣要請状(写)

(7) 決定方法

担当部長・顧問または指導教授の推薦を経て、申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査にて決定する。

(8) 補足(※特別助成)

前年度に顕著な成績および評価を受けるような活躍(地区大会を勝ち抜いて出場した全国大会上位入賞)、あるいは本年度にそれに準じた活動があったクラブは、特別助成金を1年に1回に限り受けることができる。特別助成を希望するクラブは、所定の助成申請書に以下の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 前年度の活躍実績報告書
- ② 各年度および前年度の所属連盟の事業計画
- ③ 年間練習計画表

11. 課外活動特別奨励金

(1) 区 分： 給付

(2) 概 要

課外活動における部活動(以下「課外活動」という。)に関し、課外活動において学生が在部しなくなった、あるいは激減し存続が危ぶまれる部活動(以下「存続が危ぶまれる課外活動」という。)に、「課外活動特別奨励金」を助成し、課外活動の活性化を図る。

(3) 給付金額

1名在部ごとに年額10万円を、「存続が危ぶまれる課外活動」に対しての課外活動費として助成する。(課外活動特別奨励金は「部」に対して給付)

上限は、年額30万円までとし、助成期間は選考委員会で選定後4年間とする。

(4) 申請時期： 9月末

(5) 出願資格

財団選考委員会で「存続が危ぶまれる課外活動」に選考された後(2017年度～2020年度までは、應援團、メンネルコール及び短期大学煎茶道研究会を指定課外活動とする)に新しく入部する者がいる時

(6) 必要書類

【新規入部者がいる時】

①課外活動特別奨励金申請書

②入部届

【給付年度終了時】

課外活動特別奨励金年間活動報告書

(7) 決定方法

存続が危ぶまれる課外活動の決定は、4年ごとに財団の選考委員会において選考するものとする。

(8) 返還規定

年度末までに退部者が出た場合は、その部員分の当該年度分「課外活動特別奨励金」の返還を求める。ただし、「存続が危ぶまれる課外活動」に選考された後の当該年度の9月末までに入部した者が、当該年度末時点で3名以上在部している場合は返還を求めない。

12. 学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)

(1) 概要

社会・文化・学術・芸術・スポーツ・社会貢献などの分野において活躍し、一定以上の成果をおさめた個人および団体に対し、その栄誉を称え、一層の励みとすることを目的に顕彰する。

(2) 給付金額

- | | |
|----------|------------|
| ① 最優秀奨励賞 | : 100,000円 |
| ② 優秀奨励賞 | : 50,000円 |
| ③ 奨励賞 | : 30,000円 |
| ④ クラブ愛知賞 | : 100,000円 |

* 個人には給付金額相当の記念品を贈呈する。

(3) 申請時期: 1月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(4) 出願資格

(学術・文化の部)

① 最優秀奨励賞:

全国的な学術・文化活動並びに大会で特に優秀と認められ、愛知大学の栄誉を高めた個人及び団体

② 優秀奨励賞:

中部、東海地区およびそれに準じた地区大会で優秀と認められ、愛知大学の栄誉を高めた個人及び団体

③ 奨励賞:

上記以外の活動、大会で優秀と認められた個人及び団体

(スポーツの部)

	①最優秀奨励賞	②優秀奨励賞	③奨励賞
国際・全日本大会(予選あり)	優勝、準優勝、3位	4位－8位	出場者
国際・全日本大会(予選なし)	優勝	準優勝、3位	4位－8位
中部・東海地区大会 及びそれに準ずる大会		優勝	準優勝
その他の大会			優勝
マネージャー等			所属部の発展に貢献した者 (卒業年次生)

(社会貢献の部)

① クラブ愛知賞:

愛知大学に在学する学生や学生達で構成する団体で、顕著な社会貢献活動が認められた個人及び団体

(5)必要書類: 奨励賞推薦書

(6)決定方法

後援会奨励賞は、愛知大学の教職員で構成される選考委員会(学生部委員会または運動部長協議会)等にて選考し、財団に申請された書類をもとに選考委員会にて審査を行い、決定する。同窓会奨励賞は、同窓会広報委員会にて選考し、同窓会常任理事会の推薦を経たのち、財団の選考委員会にて審査を行い、決定する。

13. 同窓会資格試験合格者奨励賞

(1)区 分： 給付

(2)概 要

愛知大学が決めた資格試験(司法試験、公認会計士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験、国家公務員総合職試験、司法書士試験、税理士試験、社会保険労務士試験)に合格した者に対して給付する。

(3)給付金額： 30,000円相当の記念品

(4)申請時期： 1月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(5)出願資格： 愛知大学(大学院、学部、短大)に在学中または卒業した者で、当該の資格試験に今年度もしくは前年度中に合格した者

(6)必要書類

- ① 資格試験奨励賞申請書
- ② 当該の資格試験に合格したことを証明する書類(写し)
- ③ 在学証明書または卒業(終了)証明書

(7)決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

14. 海外ボランティア等助成金

I 海外ボランティア助成金

(1) 概要

財団が認める海外ボランティア事業に、参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 給付金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 決定方法：

予め、助成事業選考委員会で認められた海外ボランティア事業に参加する前に申請し、結果の実績報告をもって決定とする。

II 緑の協力隊助成金

(1) 概要

8月初旬頃に開催される緑の協力隊「ポプラの森」の派遣事業に参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 給付金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅱ期

(4) 決定方法： 参加実績をもって決定とする。

15. キャリア教育事業助成金

(1) 概 要

「国際的教養と視野を持つ優れた人材の育成と地域社会への貢献」を目指し、愛知大学が実施する就職支援プログラムに基づき実施される企業セミナーやボランティア活動などに助成する。

(2) 給付金額： 予算の範囲内

(3) 申請時期： 第Ⅰ期 第Ⅱ期

(4) 申請書類： キャリア活動助成申請書 事業計画書および予算書 その他必要な書類

(5) 決定方法

キャリア支援課及び学生課等から申請された書類をもとに、財団の選考委員会で審査を行い決定する。